27.1.21 修正　　（下線部）が修正箇所

地域医療介護総合確保事業（新たな財政支援制度）提案募集要領（平成 27 年度分）

1　地域医療介護総合確保事業（新たな財政支援制度）の概要

○　今般の社会保障・税一体改革により，消費税引上げによる増収分を含む消費税収（国・地方，現行の地方消費税収を除く）が，すべて社会保障財源化されることとなります。

○　平成 26 年度は消費税増収 5.0 兆円のうち，医療・介護サービスの提供体制改革の推進のために 544 億円を活用することとし，この 544 億円とその他上乗せ措置 360 億円の合計 904 億円（うち 1/3 は都道府県が負担）を財源として，平成 26 年度から各都道府県で新たな基金を設置することとなりました。

⇒平成 27 年度予算案は 1,628 億円（医療分 904 億円，介護分 724 億円）

○　この制度は，第 186 回通常国会において成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき，高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため，医療・介護を対象とした新たな財政支援制度（基金）として創設されたものです。

○　この基金は各都道府県に造成し，各都道府県が作成する計画に基づき事業を実施しますが，平成 26 年度はまず医療分野を対象とし，介護分野については次期介護保険事業計画がスタートする平成 27 年度から実施されることとなっています。

地域医療介護総合確保基金

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
○ このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

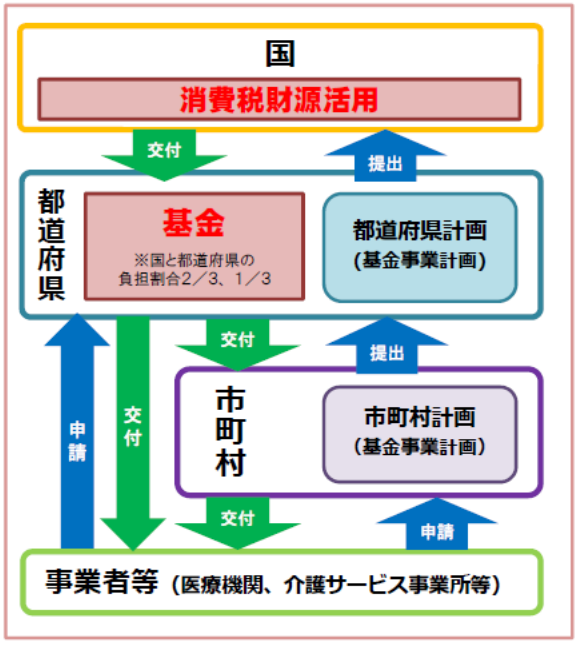

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項
・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 ／ 目標と計画期間（原則1年間） ／ 事業の内容、費用の額等 ／ 事業の評価方法※2
※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
4 医療従事者の確保に関する事業(※)
5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

２　提案募集の趣旨

○　新たな財政支援制度の仕組みでは，国から交付される交付金を都道府県で基金として造成し，都道府県が医療介護総合確保法に基づき作成する計画に掲載された事業に活用することとされています。

○　今回は，今後作成する平成 27 年度の本県の同法に基づく計画（以下「地域医療介護総合確保計画」という。）に盛り込む事業について提案募集を行うものです。

３　新たな財政支援制度の対象事業

（【医療】の詳細は別紙１「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例を，【介護】の詳細は，別紙２「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例を参照）

（１）病床の機能分化・連携のために必要な事業【医療】

①医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備　等

（２）在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業【医療】

①在宅医療を支える体制整備（地域包括ケアシステムの構築）　等

②在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業　等

③在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業　等

（３）医療従事者等の確保・養成のための事業【医療】

①医師の地域偏在対策のための事業　等

②診療科の偏在対策，医科・歯科連携のための事業　等

③女性医療従事者支援のための事業　等

④看護職員等の確保のための事業　等

⑤医療従事者の勤務環境改善のための事業　等

（４）介護施設等の整備のための事業【介護】

①地域密着型サービス施設等の整備

②介護施設の開設準備経費等への支援

③特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

（５）介護従事者の確保のための事業【介護】

①参入促進

②資質の向上

③労働環境・処遇の改善

４　募集期間

平成 27 年 1 月 15 日（木）～平成 27 年 2 月 6 日（金）

５　事業の提案方法

提案書に記載の上，必ず以下のいずれかの団体を通じて提出してください。

なお，介護分の「介護施設等の整備のための事業」については，提案者は市町のみとします。

（団体名）

・一般社団法人広島県医師会
・一般社団法人広島県歯科医師会
・公益社団法人広島県薬剤師会
・公益社団法人広島県看護協会
・社団法人広島県病院協会
・全国自治体病院協議会広島県支部
・広島大学

・公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
・一般社団法人広島県精神科病院協会
・訪問看護ステーション協議会
・一般社団法人広島県助産師会
・公益社団法人広島県理学療法士会
・一般社団法人広島県作業療法士会
・広島県言語聴覚士会
・広島市連合地区地域保健対策協議会
・海田地域保健対策協議会
・芸北地域保健対策協議会
・広島県西部地域保健対策協議会
・呉地域保健対策協議会
・広島中央地域保健対策協議会
・尾三地域保健対策協議会
・福山・府中地域保健対策協議会
・備北地域保健対策協議会
・広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会
・社会福祉法人広島県社会福祉協議会
・広島県社会福祉法人経営者協議会
・広島県老人福祉施設連盟
・公益社団法人広島市老人福祉施設連盟
・広島県老人保健施設協議会
・公益社団法人日本認知症グループホーム協会広島県支部
・全国軽費老人ホーム協議会中国ブロック
・広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
・広島県訪問介護事業連絡協議会
・広島市域通所サービス連絡協議会
・広島市域訪問介護事業者連絡会
・特定非営利活動法人広島県介護支援専門員協会
・公益社団法人広島県介護福祉士会
・公益社団法人広島県社会福祉士会
・広島県社会保険労務士会
・公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
・一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟
・社団法人日本社会福祉士養成校協会
・公益社団法人介護労働安定センター広島支部
・一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
・一般社団法人日本在宅介護協会
・一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
・一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会広島県ブロック
・一般社団法人全国特定施設事業者協議会（広島県特定施設連絡会）
・広島県民生委員児童委員協議会
・公益財団法人広島県老人クラブ連合会
・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部

・特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
・広島県商工会連合会
・広島県生活協同組合連合会
・広島県農業協同組合中央会
・広島県労働者福祉協議会
・公益財団法人さわやか福祉財団中国ブロック
・広島県地域包括ケア推進センター
・各市町

※介護施設等の整備のための事業に係る留意事項

・対象事業の詳細は，別添２－１の２及び別添２－３の③を参照してください。
・各市町においては，別添１「基礎資料（市町分）」及び，別添２「平成２７年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票」を作成してください。
なお，介護施設等の整備のための事業がない市町にあっても，別添１及び別添２に必要事項を記載して高齢者支援課に提出してください。

・提出に当たっては，事業が，市町の第６期介護保険事業計画に基づく介護サービス量の増を図るための整備であることなど，市町の第６期介護保険事業計画との整合性や必要性，優先度を十分に検討のうえ提出してください。また，必要に応じて，民間事業者等に対して照会のうえ提出してください。
・なお，介護施設等の整備に係る提案を希望する民間事業者等は，市町の第６期介護保険事業計画との整合性を図る観点などから，施設を設置しようとする市町に相談してください。

６　留意事項

（１）事業者負担について

・特定の事業者の資産形成につながる事業については，必ず事業者負担を求めます。
・政策上必要なもので，資産形成につながらない事業については，事業者負担を求めないこともあります。

（参考）・H26年度事業における補助率
施設整備　　１／２
設備整備　　２／３
ソフト事業　10／10

・介護分の介護施設等の整備関係
現在，補助単価等は未定です。
（平成26年度末で終了予定の「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」参照）。

（２）事業の評価

・事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。

（３）自治体事業の取り扱い

・自治体が実施する事業については，民間事業者を対象とする研修など，民間事業者や住民に広

く恩恵を及ぼすものは基金の対象としますが，自治体の行政経費（検討会経費等）については，対象となりません。

（４）他の補助事業等との関係

・診療報酬や他の補助金等で措置されているものや措置が想定されているものは事業対象とはなりません。

（５）介護保険制度における地域支援事業との関係

・提案書の提出を行った自治体のみが対象となる事業は，原則，当該基金の対象とはなりません（ただし，国庫補助金から当該補助金に移行するものは除く。）。

・複数の自治体が対象となる広域的な事業であっても，県が広域的に取り組んでいる既存事業（認知症施策等）と類似する場合は，当該基金の対象とならない場合があります。

・平成 27 年度以降，市町が実施することとされている地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業で位置づけられた事業（その一部を含む。）と同じ内容については，当該基金の事業対象とはなりません。

（６）医療介護総合確保法に基づく市町計画との整合性

・在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業については，別途，医療介護総合確保法に基づく市町計画を提出する必要がありますので，関係市町と協議を行ってください。

（７）市町介護保険事業計画との整合

・介護関係事業については，市町介護保険事業計画との整合を図ってください。

7　提案書の取扱い

提案いただいた内容を県及び新たな財政支援制度検討委員会において，事業の適否等を検討し，平成 27 年度の計画を作成します。

このため，上記５の各団体において，提案事業の内容を確認の上，優先順位を付して提出してください。

当県においては，事業に効果的に取り組むため，各施策について目標設定を行い，事業に取り組んでいます。

地域医療介護総合確保事業についても同様に，別紙のとおり県において具体的な数値目標を定めて事業を推進していくものです。

ついては，この目標達成に寄与する事業を計画に盛り込む予定ですので，これらの目標を踏まえた事業を提案してください。

また，必要に応じて，個別にヒアリング等を実施することもありますので，御協力をお願いします。

なお，今回の事業提案募集はあくまで計画策定の参考とするものであり，県において計画作成後，県事業等との整合性を図った上で，補助事業等として予算計上し，事業採択します。

そのため，御提案いただいた事業が計画に採用されたとしても，事業採択されたというものではございませんので，御注意ください。

介護分のうち介護施設等の整備については，事業例は示されましたが，現時点で対象事業の詳細が明らかでない箇所があるので，国から示され次第，改めてお知らせします。

８　問い合わせ先

【医療】

広島県健康福祉局医療政策課医療企画グループ　橋本・吉木
電話　０８２－５１３－３０６５（ダイヤルイン）
メールアドレス　fuiryou@pref.hiroshima.lg.jp

【介護】

（施設整備）

広島県健康福祉局高齢者支援課施設グループ　山根
電話　０８２－５１３－３１９９（ダイヤルイン）
メールアドレス　fukoureishien@pref.hiroshima.lg.jp

（介護従事者の確保）

広島県健康福祉局介護保険課企画調査グループ　森野
電話　０８２－５１３－３２０６（ダイヤルイン）
メールアドレス　fukaigo@pref.hiroshima.lg.jp
広島県健康福祉局地域福祉課介護人材グループ　石井・妹尾
電話　０８２－５１３－３１４２（ダイヤルイン）
メールアドレス　fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

（別紙）地域医療介護総合確保事業の目標一覧

地域医療介護総合確保事業の目標について

★目標の考え方：将来的に医療・介護ニーズが増大しても，県内すべての地域において，現在と同等の医療・介護が受けられる体制が整い，それを担う人材が確保されている。

ワーク	主な構成事業の内容	項目	目標値の考え方と戦略的意義	現状値	H27	H29	H37	ゴールイメージ（県策定計画）
32・33① 医療資源の効率的な活用	○地域医療構想（ビジョン）に基づく整備　など	ビジョンに基づく整備の推進	**○二次医療圏域ごとに，将来医療ニーズ等から算出した必要病床機能を確保するための整備件数** *→地域の実情に応じた医療機能の必要病床が確保され，適時適切な医療が受けられる。*	-	地域医療構想による（H27策定）	地域医療構想による（H27策定）	地域医療構想による（H27策定）	医療機関の連携や機能分担を進めるとともに，医療情報を共有することにより，効率的な医療連携が全県で行われている
	○基幹病院の役割分担 ○共同利用機器の整備　など	医療機能の分担・連携	**○病院の機能重複が整理され，高額医療機器の共同利用等が行われている二次保健医療圏域数** *→医療機能の分担・連携の維持，強化により，医療資源を有効活用した効率的な体制が整う。*	6二次保健医療圏域	全7二次保健医療圏域	全7二次保健医療圏域	7二次保健医療圏域の維持，強化	
	○地域医療情報ネットワークの整備　など	HMネット参加医療機関	**○県内の全医療機関数（病院・診療所・歯科・薬局　約6,000施設）** *→検査や投薬等の情報が共有され，地域の診療所や在宅医療に移行しても，切れ目ない連携が行われる。*	504施設	1,000施設	1,800施設	6,000施設	
32・33⑥・⑦ 医師の確保・偏在解消 看護師等の確保	○医師の確保，地域偏在解消 ○不足する診療科医の確保，養成　など	医療施設従事医師数（人口10万人対）	**○医療ニーズが増大しても，全ての地域において，現在と同等な医療を提供するために必要な医師数** *→医療ニーズが増加しても，県内の全ての地域で，必要な医療を受けることができる。*	245.5人（H24）	-	264.6人（H28）	280.2人	県民の安全・安心を支える医師等の医療人材の量を確保するとともに，保健医療従事者の技能の質の向上が図られている
	○県内就業，離職防止，再就業促進への支援 ○看護学生への教育の充実　など	医療施設従事看護職員数（人口10万人対）	**○医療・介護ニーズに対応するために必要な看護職員数** *→医療・介護ニーズの増加に対応できる数の看護職員が確保される。*	1418.6人（H24）	-	1514.2人（H28）	1870.7人	
	○働き続けやすい職場環境づくり ○負担の大きい診療科への支援　など	勤務環境改善計画を策定する医療機関	**○医療法に定められた医療従事者の勤務環境改善計画策定に取り組む医療機関数** *→健康で安心して働くことができる勤務環境が整えられることで，看護職員等の離職防止が図られる。*	-	病院（200床以上）50%	病院（200床以上）100%	全医療機関	
	○地域で必要とされる医療に関する研修　など	医療従事者の資質向上	**○必要とされる保健医療サービスに対応した知識・技能をもった医療従事者数** *→ニーズに合った質の高い保健医療サービスを効率的に提供することができる。*	-	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	
39① 地域包括ケア体制の構築	○地域包括ケア・県内全市町の評価，構築手法の普及定着　など （在宅歯科） ・在宅歯科医療の拠点整備（薬剤） ・医療・衛生材料の供給拠点の整備 ・在宅支援薬剤師の養成（訪問看護） ・訪問看護ステーション間の連携強化 ・他地域への看護師の派遣	地域包括ケア体制の構築	**○概ね30分以内に必要な医療・介護サービスが提供される日常生活圏域数（中学校区単位）** *→住み慣れた地域で安心して生活を継続し，その地域で人生の最期を迎えることができる。*	23市町（少なくとも1日常生活圏域）	45日常生活圏域	全125日常生活圏域	全125圏域市町主導で運営できる体制の構築	住み慣れた地域で，医療，介護，予防，住まい，生活支援などのサービスが切れ目なく適切に提供（全125日常生活圏域）され，安心して暮らし続けることができる
		在宅歯科診療ができる歯科医療機関	**○在宅圏域密着高齢者に対し年1回の口腔ケアを実施するために必要な医療機関数** *→在宅の高齢者に定期的な口腔ケアを提供することにより，食生活の向上や歯周病等に起因する疾病を予防することができる。*	145施設	217施設	361施設	全日常生活圏域で在宅歯科診療実施（450施設）	
		在宅支援薬剤師	**○服薬管理等の必要なサービスが提供できる在宅支援薬剤師数** *→薬剤師による患者の服薬管理や無菌調剤の提供が在宅で行える体制が整う。*	0人	40人	160人（各圏域に1人）	全日常生活圏域で薬剤師による在宅支援を実施（804人）	
		訪問看護ステーション連携窓口の設置	**○概ね30分以内に必要なサービスが提供される体制** *→病院から在宅へスムーズな移行が図られるとともに，安心して在宅療養生活を送ることができる。*	2二次保健医療圏域	7二次保健医療圏域	7二次保健医療圏域	全日常生活圏域で訪問看護実施	
39② 認知症対策の推進	○初期集中支援チームの設置 ○認知症病棟の機能分化・治療プログラムの開発　など	入院患者の入院後1年時点の退院率	**○現在の病床数を維持したままで，入院が必要な患者の受入が可能となる退院率** *→早期発見・早期診断と最適な入院治療により，認知症の重症化を防止し，在宅を基本とした生活を継続することができる。*	56.9%	56.9%	59.8% 関係団体と調整中	61.2%	医療・介護資源を効果的に活用した専門医療による早期発見・早期診断，効率的な入院治療を提供できている
39③ 介護サービス基盤の整備	○介護施設の計画的な整備 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の促進　など	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設整備数	**○全ての要支援・要介護者が必要とする介護サービスの見込量** *→高齢者が必要とする介護サービスを適正に整備することにより，高齢者が地域で安心して生活することができる。*	居宅：98,807人 地域密着型：10,956人 施設整備：21,348人（H25）	-	居宅：110,574人 地域密着型：16,998人 施設整備：22,552人	居宅：141,624人 地域密着型：20,519人 施設整備：25,492人	高齢者の課題やニーズに応じた在宅重視の介護サービスが整備されている
39④ 介護サービスの質向上と適正化	○多職種との連携・協働によるケアマネジメント体制の構築と人材育成　など	要支援・要介護認定率	**○介護保険制度が維持可能な認定率** *→要支援・要介護認定率の増加を抑制し，介護給付費の適正化が図られる。*	19.7%（H25）	-	20.0%	24.0%	介護給付費の適正化を通じて将来にわたって持続可能な介護保険制度が構築されている
39⑤ 福祉・介護人材の確保・育成・定着促進	○県内就業，離職防止，再就業促進への支援 ○福祉・介護職のイメージアップのための広報活動　など	県内介護職員数	**○介護ニーズに対応するために必要な介護職員数** *→介護ニーズの増加に対応できる数の介護職員が確保される。*	47,725人（H25）	-	53,348人	60,518人	福祉・介護ニーズの増大・多様化に対応できるだけの福祉・介護従事者が確保されている

【保健医療計画】
すべての県民が心身の健康を保持増進し，安心して質の高い保健医療サービスを受けられるよう，急性期，回復期から，維持期，在宅の医療にいたる切れ目のない連携体制が構築されている

地域医療介護総合確保方針に基づき，一体的に強い整合性を持った形で推進（H30～同時改正）

【高齢者プラン】
できる限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう，必要に応じた多様なサービスが提供できる地域包括ケアに対応した介護サービスが提供されている

※今回整理した目標値は，現時点で県が想定する値であり，今後，情勢の変化等に対応して，調整を行うことがある。

27.1.21 修正　　（下線部）が修正箇所

地域医療介護総合確保事業提案様式作成要領（平成 27 年度）

１　共通事項

・できるだけ平易な文章で簡潔に記載してください。
・金額の単位は全て「千円単位」で記載してください。
・様式１はワード形成で，様式２はエクセル形式で，見積書などその他の資料は PDF で１つのファイルに連結のうえ，御提出ください。
・連携する団体等がある場合には，当該団体等と調整の上，御提出ください。
・本作成要領に沿っておらず，不明な箇所等があれば，期限内での修正をお願いする場合があるので留意してください。

２　提案様式１

○「１　事業番号」

・医療分については，別紙１「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例」から該当するもの（又は最も近いもの）を選択して，該当事業の事業番号を記載してください。
・介護分については，別紙２「「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例」から該当するもの（又は最も近いもの）を選択して，該当事業の事業番号を記載してください。
・医療分については，該当するもの（又は最も近いもの）がない場合は，区分ごとにある「(上記事業例以外の事業)」の番号を記載してください。
・介護分について，「介護人材の確保」では，原則として事業例に掲示してある事業が対象となります。なお，「１　基本整備」の実施主体は都道府県のみとなりますので，「２　参入促進」，「３　資質の向上」及び「４　労働環境・処遇の改善」から該当するもの（又は最も近いもの）を選択してください。また，「介護施設等の整備」については，事業例に掲示してある事業（詳細は，別添２－１の２及び別添２－３の③を参照）のみが対象となります。

○「２　ワーク番号」

・募集要領７ページの「地域医医療介護総合確保事業の目標一覧」から該当するものを選択して，ワーク番号を記載してください。
（例）看護師等の確保　⇒　32・33⑦

○「３　事業概要」

・事業の概要を簡潔に記載してください。
・県民向けに事業の概要が分かるイメージ図（絵）を別途添付してください。(介護施設等の整備分は除く。)
・介護分については，事業の対象となる地域を記載してください。(例：県内全域，○○老人福祉圏域，市町，○○及び△△日常生活圏域等)

○「４　実施者」

・実施者数は，事業を実施する団体数を記載し，具体的な団体名を（内訳）に記載してください。

・事業提案者は①に記載してください。
・団体名が３以上ある場合は，内訳番号を適宜追加してください。

○「５　裨益職種」
・事業を実施することにより裨益（裨益とは「(業務に）役立つこと」という意味です。）を受ける職種について，該当職種名の前にあるチェックボックスにチェックを入れてください。
・記載されている以外の職種が裨益職種となる場合は，その他にチェックをし，具体的職種名を記載してください。

○「６　計画額及び計画期間」
・①施設整備事業，②設備整備事業，③ソフト事業の３つの区分それぞれの年度別計画額及び基金額を記載してください。
・「計画額」は，県からの助成額（基金充当額）ではなく，当該事業で発生する経費の額です。
・「うち基金」は，計画額のうち，基金充当額を内数で記載してください。(「計画額」から「うち基金」を引いた額が，事業者負担額となります。)
・「①施設整備事業」とは，建物の新築や改修等の事業です。
・「②設備整備事業」とは，医療機器やパソコンなど，消耗品以外の物を購入する事業です。
・「③ソフト事業費」とは，研修事業，普及啓発事業等にかかる事業で，施設整備や設備整備のように，特定の事業者の資産形成につながらない事業です。
・①施設整備事業，②設備整備事業，③ソフト事業について，提案様式２に詳細を記載するとともに，提案様式２（積算資料）（ア）と，それを確認できる書類（見積等）（イ）があれば添付してください。
施設整備事業と設備整備事業については，必ず（イ）を添付してください。
（ア）の各項目と（イ）が突合できるように，番号等を付記し，順番を整えてください。
・「(２）計画期間」は，事業を実施する予定の期間を記載してください。なお，複数年の計画期間を記載したとしても，地域医療介護総合確保事業は原則１年間の計画となります。（２年目以降の事業費を保証するものではありません。）
・毎年恒常的に実施したい事業については，単年度事業扱いとします。

○「７　現状と課題」
・事業についての現状と課題を記載してください。

○「８　ねらい（課題解決策)」
・現状と課題を踏まえた課題解決策を記載してください。

○「９　事業の内容」
・具体的な事業内容を記載してください。
・複数年で実施する事業については，年度ごとに実施する内容が分かるように記載してください。
・介護分うち介護施設等の整備のための事業については，当該市町の第６期介護保険事業計画のどの部分に係る事業であるのか，第６期介護保険事業計画の関係箇所を明らかにした上で，事業との関係性

や優先度，必要性などを記載してください。

○「10　事業の成果目標」
・事業の実施に当たり，具体的な指標や目標値を記載してください。
・目標値はできる限り定量的な目標としてください。
・「現状値」は平成 26 年度の数値を記載してください。平成 26 年度分が未確定な場合など，平成 26 年度の数値を記載することが困難な場合は，直近の状況を記載し，その時点がいつか明記してください。
・「H27 年度」は平成 27 年度末時点での数値を記載してください。
・「事業最終年度（H　年度）」は，事業終了時点での数値を記載してください。例えば，平成 29 年度までの 3 か年事業の場合，平成 29 年度末時点での目標値を記載してください。

○「11　目指すべき姿」
・地域医療介護総合確保事業は，団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）において，必要な医療・介護を提供するための事業です。事業を実施することにより，2025 年（平成 37 年）にどのような状況になっているのか，記載してください。

○「12　スケジュール」
・平成 27 年度及び平成 28 年度のスケジュールを記載してください。
・平成 27 年度の事業実施は早くて 10 月以降となる予定ですので，10 月以降のスケジュールとしてください。
　なお，介護分のうち介護施設等の整備に係る事業実施は，早くて 7 月以降となる予定ですので，7 月以降のスケジュールとしてください。ただし，国の内示の時期等により，10 月以降となる可能性がありますので，あらかじめ御了承ください。

２　提案様式２
・複数年事業の場合，平成 27 年度分と平成 28 年度分と 2 枚記載してください。平成 29 年度以降の事業費については，記載の必要はありません。
・見積額は県からの助成額（基金充当額）ではなく，当該事業で発生する経費の額を記載してください。
・施設整備事業と設備整備事業については，必ず見積書を添付してください（介護分の介護施設等の整備に係る事業については，市町の事業者選定が未実施で，施設整備を行う事業者が未定の場合などは，見積書の添付は必要ありません。その場合，事業費は，見込額を記載し算出根拠を示してください。）。
・事業の項目が分かれている場合は，項目ごとに記載してください。
・「費目」は，不明の場合は空欄としてください。
・「区分」は，『施設』『設備』『ソフト』のいずれかを記載してください。
・「見積番号」は，各項目と見積書が突合できるように，見積書に対応した番号を記載してください。
・「積算根拠」は，単価×人数（日数）など，金額の内容が分かるように記載してください。

３ その他

介護分の介護施設等の整備のための事業については，市町において，別添１「基礎資料（市町分）」，別添２「平成２７年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票」を合わせて作成してください。

また，介護施設等の整備のための事業がない市町にあっても，別添１及び別添２に必要事項を記載して高齢者支援課に提出してください。

なお，広域型施設も併せて回答していただくようになっていますので注意してください。

27.1.21 修正　（下線部）が修正箇所

（事業名）

団体名：

1　事業番号（別紙1「平成27年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例」又は別紙2「平成27年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例」から選択）

□医療分（　　－　　）　□介護分（　　）

2　ワーク番号（募集要領 P.7 の目標一覧から選択）

3　事業概要（県民向けに事業の概要が分かるイメージ図（絵）を別途添付してください）

※介護分のみ記載（事業の対象となる地域：　　）

4　実施者

実施者数：　団体

（内訳）

①

②

③

5　裨益職種（該当職種をチェックしてください）

□医師　□歯科医師　□薬剤師　□看護師

□介護福祉士　□社会福祉士　□介護支援専門員　□理学療法士　□作業療法士

□言語聴覚士　□生活相談員　□ヘルパー

□その他（具体的職種名：　　）

6　計画額及び計画期間

（1）計画額　　（単位：千円）

区　分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度以降		合計	
	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金
①施設整備事業								
②設備整備事業								
③ソフト事業								
計								

※詳細は提案様式2（H27）のとおり

（2）計画期間

平成27年度～平成　年度（　年）

7　現状と課題

（現状）

(課題)

8 ねらい(課題解決策)

9 事業の内容

10 事業の成果目標

項目			
現状値（H26 年度）			
H27 年度度			
事業最終年度（H　年度）			

11 目指すべき姿(2025 年(平成 37 年)のゴールイメージ)

12 スケジュール

項目	H27		H28	
	10～12 月	1～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月

※ 事業ごとに記載すること。

(担当者連絡先)

担当者　所属･職名	
担当者　氏名	
連絡先(TEL)	
連絡先(FAX)	
連絡先(メールアドレス)	

※担当者は事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

平成27年度積算資料（H27年10月～H28年3月）

提案様式2（H27）

事業名：

団体名：

費目	説明	区分	見積番号	集計欄（千円）	見積額（円）	単価（円）	数量	単位	積算根拠
	【合計】			0					

【集計欄】

	事業費	うち基金	補助率
施設	0	0	(1/2)
設備	0	0	(2/3)
ソフト	0	0	(10/10)
計	0	0	

（留意事項）

○ 施設整備事業及び設備整備事業については，必ず見積書を添付してください。
（介護分の介護施設等の整備に係る事業については，市町の事業者選定が未実施で，施設整備を行う事業者が未定の場合などは，見積書の添付は必要ありません。その場合，事業費は，見込額を記載し算出根拠を示してください。）

○ 見積書などその他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ，ご提出ください。

○ 各項目と見積書が突合できるように，番号等を付記し，順番を整えてください。

○ 集計欄は，自動集計されるので，入力しないでください。

平成28年度積算資料（H28年4月～H29年3月）

提案様式2（H27）

事業名：

団体名：

費目	説明	区分	見積番号	集計欄（千円）	見積額（円）	単価（円）	数量	単位	積算根拠
	【合計】			0					

【集計欄】

	事業費	うち基金	補助率
施設	0	0	(1/2)
設備	0	0	(2/3)
ソフト	0	0	(10/10)
計	0	0	

（留意事項）

○ 施設整備事業及び設備整備事業については，必ず見積書を添付してください。
（介護分の介護施設等の整備に係る事業については，市町の事業者選定が未実施で，施設整備を行う事業者が未定の場合などは，見積書の添付は必要ありません。その場合，事業費は，見込額を記載し算出根拠を示してください。）

○ 見積書などその他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ，ご提出ください。

○ 各項目と見積書が突合できるように，番号等を付記し，順番を整えてください。

○ 集計欄は，自動集計されるので，入力しないでください。

※本調査票は、介護保険事業（支援）計画における推計値を元に、全ての市町について作成・提出してください。

別添１

1/21追加

基礎資料（市町分）

市町村名	

1. 高齢者人口の推移

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口							
高齢者人口（65歳以上）		0	0	0	0	0	0
（総人口に占める高齢者人口の割合）		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）						
	（総人口に占める前期高齢者人口の割合）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	後期高齢者人口（75歳以上）						
	（総人口に占める後期高齢者人口の割合）	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

2. 介護保険被保険者数見込

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総数							
	第1号被保険者数						
	第2号被保険者数						

3. 要支援･要介護認定者数見込

単位：人

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総数								
		要支援1						
		要支援2						
		要介護1						
		要介護2						
		要介護3						
		要介護4						
		要介護5						
	うち第1号被保険者数							
		要支援1						
		要支援2						
		要介護1						
		要介護2						
		要介護3						
		要介護4						
		要介護5						

別添２

1/21追加

平成２７年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票

○調査票作成上の留意事項

1．市町村は、別添２－３の調査票において、第６期介護保険事業計画の内容を踏まえ、「平成37年（2025年）のサービス水準の推計を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた今後の介護基盤整備の考え方」についても記載すること。

2．「介護施設等の整備予定（平成27年度新規整備分）※基金を利用しないものを含む」については、第６期介護保険事業（支援）計画の平成２７年度の必要定員総数等と整合性をとること。

3．「基金利用による介護施設等の整備に関する事業量の見込み等」については、第５期介護保険事業（支援）計画の実績、従来の基盤整備基金（またはハード交付金）を活用し整備した実績等を踏まえたうえで作成し、過剰な見込にならないようにすること。

4．各施設の整備等に係る２７年度の単価（予定）を改めて市町等へ周知を行う予定です。市町は、県が定めた当該２７年度単価（予定）に基づいて、基金の所要額を算出すること。

5．「基金利用による介護施設等の整備に関する事業量の見込み等」において、複数年度にまたがり基金の支出を要する事業については、「整備予定数」を支出合計額に対する27年度支出予定額の割合で按分して計上すること。
　この場合、翌年度以降の各年度の基金所要見込額を備考欄に記載すること。

（例）特養29床整備　（単価）4,000千円／床　　（基金支出予定額）27年度 80,000千円、28年度 36,000千円、合計116,000千円　の場合
　　➤ 27年度　整備予定数　29 × 80,000/116,000 = 20（床）
　　➤記入方法　（整備予定数）　20　　（平成27年度単価（予定）額）　4,000　　（所要額）　80,000　　（備考欄）　平成28年度所要見込額　36,000千円

6．「既存の特養多床室のプライバシー保護のための改修支援」の事業内容については、上記５の上限単価（目安）と併せて示す予定にしていること。

別添２－１

*1/21*追加

平成２７年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票（市町関係分）

1. 市町名等

市町名	
担当者名（部局・氏名）	
電話連絡先（直通番号）	

2. 介護施設等の整備に関する事業の基金所要額見込(市町)

市町名	

基金利用による介護施設等の整備に関する事業量の見込み等

介護施設等の種類	地域密着型サービス施設等の整備助成				施設等の開設・設置に必要な準備経費支援			
	基金利用による整備予定数	平成27年度単価(予定)額(千円)	単位	所要額(千円)	基金利用による整備予定数	平成27年度単価(予定)額(千円)	単位	所要(千円)
介護老人福祉施設(定員30人以上)							定員数	0
養護老人ホーム(定員30人以上)							定員数	0
介護老人保健施設(定員30人以上)							定員数	0
介護老人保健施設(定員29人以下)			施設数	0			定員数	0
ケアハウス(定員30人以上) ※特定入所者生活介護の指定を受けるもの							定員数	0
所要額小計				0				0
	定期借地権利用による整備支援							
介護老人福祉施設(定員30人以上)		当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1×1／2(補助率)						
養護老人ホーム(定員30人以上)								
介護老人保健施設(定員30人以上)								
ケアハウス(定員30人以上) ※特定入所者生活介護の指定を受けるもの								
所要額小計				0				
基金所要額計					0 (千円)			

(備考)

※複数年度にまたがり支出を要する事業について、翌年度以降の各年度の基金所要見込額を記載

3. 第6期介護保険事業(支援)計画等(市町)

市町名	

第6期介護保険事業計画

施設サービス ※定員総数欄は、前年度の必要入所(利用)定員総数からの増加分を記入	第6期介護保険事業計画							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		計	
	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数
介護老人福祉施設(定員30人以上)								

※「整備予定施設数」「整備予定事業所数」には基金を利用しないものを含む。

4. 第5期介護保険事業計画実績等(市町)

市町名	

第5期介護保険事業計画実績等

施設サービス ※定員総数欄は、前年度の必要入所(利用)定員総数からの増加分について計画・実績を記入	第5期介護保険事業計画							
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		計	
	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数
介護老人福祉施設(定員30人以上)								
基盤整備基金(交付金)を活用し整備した施設数(実績)								

1/21追加

別添２－２

市町名

市町基金所要額一覧（別添２－１用）

（千円）

都道府県地域医療介護総合確保区域名	市町名	基金を利用した施設等の整備			基金を利用した既存施設の改修等			合計
		地域密着型サービス施設等の整備支援	施設等の開設準備経費の助成	定期借地権利用による整備支援	既存の特養等のユニット化改修支援	既存の特養のプライバシーの保護に配慮した多床室の改修等支援	介護療養型医療施設等の転換整備支援	
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
計								**0**

※別添２－１から転記して作成すること。

市町基金所要額一覧（別添２－３用）

（千円）

都道府県地域医療介護総合確保区域名	市町名	基金を利用した施設等の整備			基金を利用した既存施設の改修等			合計
		地域密着型サービス施設等の整備支援	施設等の開設準備経費の助成	定期借地権利用による整備支援	既存の特養等のユニット化改修支援	既存の特養のプライバシーの保護に配慮した多床室の改修等支援	介護療養型医療施設等の転換整備支援	
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
計								**0**

※別添２－３から転記して作成すること。

1/21追加 別添２－３

市町名	

平成２７年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票（市町分）

①平成37年(2025年)のサービス水準の推計を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた今後の介護基盤整備の考え方(介護保険事業計画に記載している場合は、その内容を転記可。)

例）・在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえた整備の考え方
・サービスの利用希望者の実態把握の状況
・総合事業の実施時期との関係　　等

②介護施設等の整備状況及び平成27年度の整備予定

市町名	

平成27年4月1日現在の介護施設等の整備状況及び平成27年度の整備予定

介護施設等の種類	市町村内における介護施設等の整備状況（H27.4.1現在）※整備中のものを含む		介護施設等の整備予定（平成27年度新規整備分）※基金を利用しないものを含む	
	施設・事業所数	定員数	施設・事業所数	定員数
地域密着型介護老人福祉施設				
養護老人ホーム（定員29人以下）				
介護老人保健施設（定員29人以下）				
ケアハウス（定員29人以下） ※特定入所者生活介護の指定を受けるもの				
都市型軽費老人ホーム				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
小規模多機能型居宅介護事業所		（登録）　（宿泊）		（登録）　（宿泊）
認知症対応型デイサービスセンター				
認知症高齢者グループホーム				
複合型サービス事業所		（登録）　（宿泊）		（登録）　（宿泊）
介護予防拠点				
地域包括支援センター				
生活支援ハウス				
施設内保育施設				
訪問看護ステーション（大規模化・サテライト型設置）				
緊急ショートステイ				

既存施設の改修等予定（平成27年度新規整備分）

区分	施設数			整備（転換）床数		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援	「個室→ユニット化」改修		「多床室→ユニット化」改修	「個室→ユニット化」改修		「多床室→ユニット化」改修
既存の特養多床室のプライバシー保護のための改修支援						
介護療養型医療施設等の転換整備支援	創設	改築	改修	創設	改築	改修

③介護施設等の整備に関する事業の基金所要額見込

市町名	

基金利用による介護施設等の整備に関する

介護施設等の種類	地域密着型サービス施設等の整備助成				施設等の開設・設置に必要な準備経費支援			
	基金利用による整備予定数	平成27年度単価（予定）額(千円)	単位	所要額(千円)	基金利用による整備予定数	平成27年度単価（予定）額(千円)	単位	所要額(千円)
地域密着型介護老人福祉施設			整備床数	0			定員数	0
養護老人ホーム（定員29人以下）			整備床数	0			定員数	0
ケアハウス（定員29人以下） ※特定入所者生活介護の指定を受けるもの			整備床数	0			定員数	0
都市型軽費老人ホーム			整備床数	0			定員数	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			施設数	0			施設数	0
小規模多機能型居宅介護事業所			施設数	0			宿泊定員数	0
認知症対応型デイサービスセンター			施設数	0				
認知症高齢者グループホーム			施設数	0			定員数	0
複合型サービス事業所			施設数	0			施設数	0
介護予防拠点			施設数	0				
地域包括支援センター			施設数	0				
生活支援ハウス			施設数	0				
施設内保育施設			施設数	0				
訪問看護ステーション（大規模化・サテライト型設置）							施設数	0
緊急ショートステイ			整備床数	0				
所要額小計				0				0

	定期借地権利用による整備支援			
地域密着型介護老人福祉施設		当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1×1／2（補助率）		
介護老人保健施設（定員29人以下）				
ケアハウス（定員29人以下） ※特定入所者生活介護の指定を受けるもの				
小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症高齢者グループホーム				
所要額小計				0

事業量の見込み等

基金利用による既存施設の改修等

区分	整備予定数	平成27年度単価（予定）額(千円)	単位	所要額(千円)	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援	「個室→ユニット化」改修				
			整備床数	0	
	「多床室→ユニット化」改修				
			整備床数	0	
	特養等のユニット化改修支援の小計			0	
既存の特養多床室のプライバシー保護のための改修支援			整備床数	0	
介護療養型医療施設等の転換整備支援			転換床数	0	創設分
			転換床数	0	改築分
			転換床数	0	改修分
			転換床数	0	転換整備に係る開設準備経費
	介護療養型医療施設等の転換整備支援の小計			0	

基金所要額計	0 (千円)

（備考）

※複数年度にまたがり支出を要する事業について、翌年度以降の各年度の基金所要見込額を記載

※調査事項1及び2にある「生活支援ハウス」については、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に基づくものに限るものであること。

④第6期介護保険事業（支援）計画等

市町名	

第6期介護保険事業（支援）計画

第6期介護保険事業（支援）計画

施設サービス ※定員総数欄は、前年度必要入所（利用）定員総数からの増加分を記入	平成27年度		平成28年度		平成29年度		計	
	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数
地域密着型介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護療養型医療施設								
介護専用型特定施設								
混合型特定施設								
地域密着型特定施設								
認知症対応型共同生活介護								

地域密着型サービス（予防を含む） ※サービス見込人数欄は、前年度のサービス別の利用人数からの増加分を記入	平成27年度		平成28年度		平成29年度		計	
	サービス見込人数（人/月）	整備予定事業所数	サービス見込人数（人/月）	整備予定事業所数	サービス見込人数（人/月）	整備予定事業所数	サービス見込人数（人/月）	整備予定事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
複合型サービス								

※「整備予定施設数」「整備予定事業所数」には基金を利用しないものを含む。

⑤第5期介護保険事業（支援）計画実績等

市町名	

第5期介護保険事業（支援）計画実績等

第5期介護保険事業（支援）計画

施設サービス ※定員総数欄は、前年度の必要入所（利用）定員総数からの増加分について計画・実績を記入	平成24年度		平成25年度		平成26年度		計	
	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数	計画定員総数	実績定員総数
地域密着型介護老人福祉施設								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
介護老人保健施設								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
介護療養型医療施設								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
介護専用型特定施設								
混合型特定施設								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
地域密着型特定施設								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
認知症対応型共同生活介護								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								

地域密着型サービス（予防を含む） ※サービス見込人数欄は、前年度のサービス別の利用人数からの増加分について計画・実績を記入	平成24年度		平成25年度		平成26年度		計	
	計画サービス見込人数（人/月）	実績サービス見込人数（人/月）	計画サービス見込人数（人/月）	実績サービス見込人数（人/月）	計画サービス見込人数（人/月）	実績サービス見込人数（人/月）	計画サービス見込人数（人/月）	実績サービス見込人数（人/月）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
認知症対応型通所介護								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
小規模多機能型居宅介護								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								
複合型サービス								
基盤整備基金（交付金）を活用し整備した施設数（実績）								

基金利用による既存施設の改修等（実績）

	「個室→ユニット化」改修（整備床数）			「多床室→ユニット化」改修（整備床数）			
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	

	創設（転換床数）	改築（転換床数）	改修（転換床数）
介護療養型医療施設等の転換整備支援			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			

別紙1

事業番号を様式1に記載してください。

平成27年度　地域医療介護総合確保事業（医療分）　事業例

	事業番号	事　業　名　（例）	事　業　の　概　要　（例）
1　病床の機能分化・連携			
（1）医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備　等			
	1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
	4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。 また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する
	5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。 （ただし、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療構想が策定された後、さらなる拡充を検討する。）
	6-1	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備（補助要件は従来補助と同様）	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
	6-2	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備（従来補助の要件では対象外の内容）	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
	6-3	（上記事業例以外の事業）	
2　在宅医療・介護サービスの充実			
（1）在宅医療を支える体制整備　等			
	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費（調整等を図るための人員雇用分等）や会議費などに対する支援を行う。
	9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。 上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
	10-1	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施（補助要件は従来補助と同様）	在宅医療関係者の多職種連携研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	10-2	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施（従来補助の要件では対象外の内容）	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。 また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師（市町村主管部門、保健所等）に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12-1	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施（補助要件は従来補助と同様）	訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。 上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	12-2	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施（従来補助の要件では対象外の内容）	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。 上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13	認知症ケアパスや入退院時の連携パスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ（認知症ケアパス）等の検討を支援する。
	14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15-1	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	15-2	（上記事業例以外の事業）	

	事業番号	事 業 名 （例）	事 業 の 概 要 （例）
（2）在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 等			
	16-1	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備（補助要件は従来補助と同様）	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	16-2	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備（従来補助の要件では対象外の内容）	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19-1	在宅歯科医療を実施するための設備整備（補助要件は従来補助と同様）	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要となる、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	19-2	在宅歯科医療を実施するための設備整備（従来補助の要件では対象外の内容）	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要となる、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関（在宅療養支援歯科診療所等）でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21-1	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	21-2	（上記事業例以外の事業）	
（3）在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業 等			
	22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24-1	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間（地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等）で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
	24-2	（上記事業例以外の事業）	
3 医療従事者等の確保・養成			
（1）医師の地域偏在対策のための事業 等			
	25-1	地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）（補助要件は従来補助と同様）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	25-2	地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）（従来補助の要件では対象外の内容）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26-1	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築（補助要件は従来補助と同様）	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	26-2	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築（従来補助の要件では対象外の内容）	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27-1	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	27-2	（上記事業例以外の事業）	
（2）診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業 等			
	28-1	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援（補助要件は従来補助と同様）	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。
	28-2	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援（従来補助の要件では対象外の内容）	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29-1	小児専門医等の確保のための研修の実施（補助要件は従来補助と同様）	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	29-2	小児専門医等の確保のための研修の実施（従来補助の要件では対象外の内容）	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。

事業番号	事業名（例）	事業の概要（例）
30-1	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施（補助要件は従来補助と同様）	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
30-2	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施（従来補助の要件では対象外の内容）	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
31-1	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
31-2	（上記事業例以外の事業）	
（3）女性医療従事者支援のための事業　等		
32-1	女性医師等の離職防止や再就業の促進（補助要件は従来補助と同様）	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
32-2	女性医師等の離職防止や再就業の促進（従来補助の要件では対象外の内容）	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
34-1	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
34-2	（上記事業例以外の事業）	
（4）看護職員等の確保のための事業　等		
35-1	新人看護職員の質の向上を図るための研修（補助要件は従来補助と同様）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
35-2	新人看護職員の質の向上を図るための研修（従来補助の要件では対象外の内容）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
36-1	看護職員の資質の向上を図るための研修（補助要件は従来補助と同様）	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
36-2	看護職員の資質の向上を図るための研修（従来補助の要件では対象外の内容）	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
37-1	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修（補助要件は従来補助と同様）	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
37-2	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修（従来補助の要件では対象外の内容）	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
38-1	離職防止を始めとする看護職員の確保対策（補助要件は従来補助と同様）	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
38-2	離職防止を始めとする看護職員の確保対策（従来補助の要件では対象外の内容）	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
39-1	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備（補助要件は従来補助と同様）	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
39-2	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備（従来補助の要件では対象外の内容）	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
42-1	看護師等養成所の施設・設備整備（補助要件は従来補助と同様）	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
42-2	看護師等養成所の施設・設備整備（従来補助の要件では対象外の内容）	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
43-1	看護職員定着促進のための宿舎整備（補助要件は従来補助と同様）	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
43-2	看護職員定着促進のための宿舎整備（従来補助の要件では対象外の内容）	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
44-1	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備（補助要件は従来補助と同様）	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
44-2	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備（従来補助の要件では対象外の内容）	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
45-1	看護職員の就労環境改善のための体制整備（補助要件は従来補助と同様）	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
45-2	看護職員の就労環境改善のための体制整備（従来補助の要件では対象外の内容）	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
46-1	看護職員の勤務環境改善のための施設整備（補助要件は従来補助と同様）	病院のナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

事業番号	事業名（例）	事業の概要（例）
46-2	看護職員の勤務環境改善のための施設整備（従来補助の要件では対象外の内容）	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
47-1	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備（補助要件は従来補助と同様）	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
47-2	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備（従来補助の要件では対象外の内容）	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
48-1	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
48-2	（上記事業例以外の事業）	
（5）医療従事者の勤務環境改善のための事業　等		
49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
50-1	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）（補助要件は従来補助と同様）	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、院内保育所の整備・運営により改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
50-2	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）（従来補助の要件では対象外の内容）	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
52-1	休日・夜間の小児救急医療体制の整備（補助要件は従来補助と同様）	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
52-2	休日・夜間の小児救急医療体制の整備（従来補助の要件では対象外の内容）	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
53-1	電話による小児患者の相談体制の整備（補助要件は従来補助と同様）	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
53-2	電話による小児患者の相談体制の整備（従来補助の要件では対象外の内容）	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
54-1	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援す
54-2	（上記事業例以外の事業）	

事業番号を様式1に記載してください。(「1　基本整備」の事業番号は選択できません)

1/21修正　別紙2

平成27年度　地域医療介護総合確保事業(介護分)　事業例

	事業番号	事　業　名　(例)	事　業　の　概　要　(例)
1　基本整備(※実施主体は都道府県のみとなりますので、「基本整備」は選択できません。)			
	(1)基盤整備		
	1	介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	○都道府県単位で協議会を設置し，人材確保等に向けた取組の計画立案を行うとともに検討した施策を実現するため，関係機関・団体との連携・協働の推進を図る。
	2	人材育成等に取組む事業所の認証評価制度実施事業	○都道府県による，介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営(事業の運営(評価基準の設計，実際の評価事務)，事業の周知)
2　参入促進			
	(1)介護人材の「すそ野の拡大」		
	3	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	○地域の介護事業者団体の業種横断連合(コンソーシアム)が行う，地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信 ○介護事業者や介護養成施設による，小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修 ○介護事業所の職員が介護技術を発表し，競うコンテストの開催 ○介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント ○家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント ○地域住民への介護に係る基礎的な研修(介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上，地域住民の地域包括ケアへの参画を推進) ○学生が作成するフリーペーパー，主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報 ○地域の商店街等が主催する若者，介護職員，高齢者との交流活動 ○地域住民への権利擁護人材(市民後見人等)の必要性や役割に関する説明会等
	4	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	○介護事業所に小中学生，高校生，大学生を招いて行う職場体験事業 ○NPO等が行う介護ボランティア事業への主婦，高年齢者等の参加促進
	5	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	○新しい総合事業において，基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修 ○広域的な移動(輸送)サービス従事者養成研修…福祉車両の特性，乗降時の介助等 ○広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修
	(2)参入促進のための研修支援		
	6	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	○介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援 ※受け入れた学生が介護分野に就職した場合に限る
	7	介護未経験者に対する研修支援事業	○中途採用による初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)を，介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援
	(3)地域のマッチング機能強化		
	8	多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	○都道府県福祉人材センター等への求職者に対する合同就職説明会の実施 ○キャリア支援専門員(仮称)による相談，的確な求人情報の提供，入職後のフォローアップ相談の実施 ○過疎地域等での合同就職説明会の実施によるUターン，Iターン，Jターンの促進 ○過疎地等での体験就労のための旅費・就職支度金(敷金・礼金相当)の支援
3　資質の向上			
	(1)キャリアアップ研修の支援		
	9	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	○中堅研修(経験年数3～5年程度)向けのチームリーダーとして必要となるマネジメント研修に係る経費の支援 ○喀痰吸引等研修・認知症ケアに係る介護従事者の研修・サービス提供責任者研修に係る経費の支援 ○主としてOJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修 ○各事業所におけるキャリアパスの的確な運用を図るための研修経費の支援 ○小規模事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援 (介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業) ○介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために事業所が負担した受講料に対する支援 (介護支援専門員資質向上事業) ○資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修(実務従事者基礎研修，専門(更新)研修)の実施に要する経費の支援 ○地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して，小規模事業所の初任段階の介護支援専門員に対して，実地で指導・支援を行う研修 ○ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで，指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向上と，指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を図る。
	(2)研修代替要員の確保支援		
	10	各研修に係る代替要員の確保対策事業	○現任職員が各種研修(※)を受講している期間における代替職員の確保に要する経費の支援 ※介護職員実務者研修，介護職員初任者研修，喀痰吸引等研修，認知症ケアに携わる介護従事者の研修

	事業番号	事 業 名 （例）	事 業 の 概 要 （例）
（3）潜在有資格者の再就業促進			
	11	潜在介護福祉士の再就業促進事業	○潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう，介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修 ○潜在介護福祉士の介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験 ○これら研修の職場体験を円滑に行うため，離職した介護福祉士の届出による所在等の把握する事業
（4）地域包括ケア構築のための広域的人材養成			
	12	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	○介護サービス事業所の管理者等に対する，必要な知識や技術を修得するための研修 ○かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し，かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修 ○初期集中支援チームに対する，必要な知識や技術を習得するための研修 ○認知症地域支援推進員に対する，必要な知識や技術を習得するための研修
	13	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	○地域包括支援センター機能強化推進事業 ○生活支援コーディネーター養成研修
	14	権利擁護人材育成事業	○成年後見制度の利用に至る前の段階で，介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で，身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等 ○権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築
	15	介護予防の推進に資するOT，PT，ST指導者育成事業	○介護予防の推進に資する指導者を養成するため，都道府県リハビリテーション関連団体が，OT，PT，STに対して実施する研修
4 労働環境・処遇の改善			
（1）人材育成力の強化			
	16	新人介護職員に対するエルダー，メンター制度等導入支援事業	○新人職員に対するプリセプターシップ・エルダー・メンターシップ・チューター制度などを整理しようとする事業者に対する当該制度構築のための研修
（2）勤務環境改善支援			
	17	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	○管理者・介護職員に対する労働関係法規，休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会 ○女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援 ○ICTを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会 ○キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し，管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメント構築のための相談・指導 （介護ロボット導入支援事業） ○介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって，先駆的な取り組みにより介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについての導入経費の支援
（3）子育て支援			
	18	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の対象とならない事業所内保育施設への運営費の支援
5 介護施設等の整備に関する事業			
（1）地域密着型サービス施設等の整備			
	19	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，地域密着型サービス施設・事業所等の整備の事業	○地域密着型特別養護老人ホーム，小規模な老人保健施設・養護老人ホーム・ケアハウス，都市型経費老人ホーム，認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，複合型サービス，緊急ショートスティ等 ○ 介護施設で働く職員等を確保するため，施設内の保育施設の整備に対して支援
（2）介護施設の開設準備経費等への支援			
	20	施設等の開設・設置に必要な準備経費等の事業	○ 特別養護老人ホーム等の円滑な施設開設のため，施設の開設準備に要する経費について支援 ○ 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため，訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援
	21	定期借地権利用による整備の事業	○ 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため，定期借地権の設定のため一時金について支援
（3）特養多床室のプライバシー保護のための改善等による介護サービスの改善			
	22	基金利用による既存施設の改修等の事業	○ 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援 ○ 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援 ○ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援

※「5 介護施設等の整備に関する事業」の詳細は，別添2－1の2及び別添2－3の③を参照してください。

別紙２

地域医療介護総合確保基金

介護人材確保対策事業メニュー個票

大項目　基盤整備
中項目　基盤整備

＜１＞　介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

１．事業目的

介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体などで構成される協議会を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費を計上する。

３．事業例（事業の取り組み例）

○　介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発・情報提供・人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案

○　行政や職能団体や事業者団体の連携・協働の醸成の場の提供

大項目　基盤整備
中項目　基盤整備

＜２＞　人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

１．事業目的

介護人材の確保のためには、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を総合的に行う必要があるが、多様な施策（例えば、介護のイメージアップ）を実施したとしても、入職後の介護事業者の実体が伴わなければ、かえって介護職離れを加速する可能性もあり、介護事業者が意識と実態を改革していくことが必要。

こうした改革のためには、介護事業者が介護人材確保のための計画を策定するとともに、個々の事業者の取組状況を求職者等から「見える化」し、優良な事業者とそうでない事業所の差別化を進め、介護事業者の意識改革を促す必要があり、介護事業者の認証評価制度を構築する。

２．事業内容

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施

３．事業例（事業の取り組み例）

○　都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営に要する経費（事業の運営（評価基準の設計、実際の評価事務）・事業の周知）を支援

大項目　参入促進
中項目　介護人材の「すそ野の拡大」

＜３＞　地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

１．事業目的

介護職については肯定的なイメージもある一方で、「夜勤などがあり、きつい仕事」、「給与水準が低い仕事」、「将来に不安がある仕事」など、一面的な見方が流布され、マイナスイメージが生じており、人材の参入の阻害要因となっているとの指摘があるため、介護の魅力を発信していく必要がある。

２．事業内容

「介護の３つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、行政からのみならず、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報発信を、都道府県が支援・コーディネートし、多様な年齢層に向け発信を促進するための事業を実施。

事業実施に当たっては、都道府県において、多様な人材層ごとに有効と考えられるメッセージの具体化やアプローチ手法の設定を行う。

３．事業例（事業の取り組み例）

- ○　地域の介護事業者団体の業種横断連合（コンソーシアム）が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信
- ○　介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修
- ○　介護事業所の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催
- ○　介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント
- ○　家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント
- ○　介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上の観点も含め、地域住民への介護に係る基礎的な研修を実施し、もって地域住民の地域包括ケアへの参画を推進
- ○　学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知･広報
- ○　地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動
- ○　地域住民への権利擁護人材（市民後見人等）の必要性や役割に関する説明会等を実施し、その理解を深め、もって権利擁護人材の裾野の拡大を図る

大項目　参入促進
中項目　介護人材の「すそ野の拡大」

＜４＞　若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

１．事業目的

生産年齢人口の減少が見込まれる中、２０２５年に向けた介護人材確保のためには、若者に選ばれる業界になるとともに、女性や中高年齢者層など「すそ野の拡大」による参入促進を進めることが重要。そのため、多くの地域住民に「介護の魅力」を知ってもらうのみならず、実際に介護の現場で「介護の仕事」に触れてもらうことで、介護への入職の契機としてもらう必要がある。

なお、向こう 10 年程度、介護人材確保対策を継続する必要がある中、小中学生の段階で「介護」を職業として認知してもらうことは将来の職業選択の際に有効と考えられる。

２．事業内容

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第２の人生のスタートを控えた中高年齢者層等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、実際の介護現場での職場体験事業を実施する。

３．事業例（事業の取り組み例）

- ○　介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業（事業所の準備経費）
- ○　ＮＰＯ等が行う介護ボランティア事業への主婦、高年齢者等の参加促進（事業所の準備経費、有償ボランティア経費相当分の支給）

大項目　参入促進
中項目　介護人材の「すそ野の拡大」

＜５＞　助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

１．事業目的

今般の法改正では、生活支援サービスの体制整備を促進する事業を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村と連携して地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置やその活動を支える協議体の設置等を行いながら、高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うこととしているが、本事業では、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行うことを目的とする。

２．事業内容

○　新しい総合事業における訪問型サービスのホームヘルパー以外の従事者の養成
○　移動（輸送）サービスに従事する者、配食サービスに従事する者の養成
※　単独の市町村で実施できるボランティア養成については、地域支援事業で実施

３．事業例（事業の取り組み例）

○　新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修…旧訪問介護員養成研修３級過程（５０時間）相当
○　広域的な移動（輸送）サービス従事者養成研修…福祉車両の特性、乗降時の介助等
○　広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修

大項目　参入促進
中項目　参入促進のための研修支援

＜６＞　介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

１．事業目的

介護福祉士養成施設の学生が介護福祉士の資格を取得するためには介護施設・事業所で「介護実習」を受ける必要があるが、実習担当者は日々の業務もあり学生の指導に十分傾注できないといった事情もあり、介護実習に行った結果、理想と現実のギャップを感じ、介護業界へ進むことを断念する学生も少なくないと指摘されている。他方、介護実習の受入先は、伝統のある社会福祉法人に偏りがちであり、先駆的な取組を行う新たな介護施設・事業所での介護実習は敬遠されやすい傾向があるとの指摘がある。

介護福祉士の確保は、質の高い介護サービスを提供するために重要な課題であり、介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行う。

２．事業内容

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行う。

３．事業例（事業の取り組み例）

〇　介護実習に係る経費（実習指導者の手当相当額）を支援する。

※　対象となる介護実習受入事業所・施設については、「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」において、一定の評価を受けたものに限定することを想定（各都道府県の評価制度構築までの期間については、受入れ計画の提出等で担保）

※　支払いスキーム

①　支援対象の介護実習受入推奨施設・事業所をリスト化し「見える化」

②　当該受入施設・事業所は、介護福祉士養成施設より当該学生が介護分野に就職したことの証明を受け、都道府県に申請

大項目　参入促進
中項目　参入促進のための研修支援

＜７＞　介護未経験者に対する研修支援事業

１．事業目的

介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容

他業種からの再就業・定着促進のため、介護関係の資格を有しない中途採用による初任段階の介護職員に対する介護職員初任者研修に係る経費を支援する。（他制度において研修受講に対する支援を受けている者は除く。）

３．事業例（事業の取り組み例）

○　介護事業所が、所属する初任段階の介護職員を介護職員初任者研修に受講させるために負担する受講料に対し、支援を実施する。

大項目　参入促進
中項目　地域のマッチング機能強化

＜８＞　多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

１．事業目的

介護職の入職・離職の理由を見ると、入職時は「やり甲斐」重視、離職時は「法人の経営理念への不満」の割合が多いという傾向が見られ、入職後のイメージと現実のギャップが大きい。また、平成 25 年度介護労働実態調査（公益財団法人介護労働安定センター）によると、離職者のうち 1 年未満で辞める者が 39.2%、1 年以上 3 年未満で辞める者が 34.0%であり、早期に離職する者が全体の 4 分の 3 を占めており、入職時のマッチングを的確に行い定着を促進することが必要。

また、地域包括ケアの構築のためには、都道府県の中でも人口減少や他地域への人材流出が進む圏域（離島・過疎地等の特別地域加算、中山間地域加算の対象地域のうち特に人材確保が困難な地域等。以下「過疎地域等」という。）では、他地域から人材を呼び込むための広域的な対策を進める必要がある。

２．事業内容

若者・女性・中高年齢者層は、それぞれ働き方の希望も異なり、層ごとの特性に応じたきめ細やかなマッチングを行う（例：求人側への訪問等による求人条件の改善指導、求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示）。

施設・事業所への訪問や就職者からの相談を受け付けるなど、入職後のフォローアップを実施するとともに、今後の新規求職者のマッチングにつなげるなど、さらなる定着促進及びマッチングの強化を図る。

過疎地域等における在宅サービスを中心とした介護人材確保対策の実施。

３．事業例（事業の取り組み例）

- ○　都道府県福祉人材センター等への求職者に対する、合同就職説明会の実施
- ○　キャリア支援専門員（仮称）（※）による相談、的確な求人情報の提供、入職後のフォローアップ相談の実施
  - ※　社会保険労務士、一般企業で労務管理を担当していた者又は介護施設・事業所でシフト管理等を行っていた者であり、現役を引退したもの等を想定
- ○　過疎地域等での合同就職説明会の実施によるＵターン、Ｉターン、Ｊターン促進、過疎地域等での体験就労のための旅費・就職支度金（敷金・礼金相当）の支援

大項目　資質の向上
中項目　キャリアアップ研修の支援

＜９＞　多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（その１）

１．事業目的

現在、介護職員の平均勤続期間は５．５年と、全産業平均と比較して約半分程度となっており、主として将来のチームマネジメントを担うことが想定される中堅層の介護職員に対するキャリアパスを支援し、定着促進や現場のリーダー等の育成による介護サービスの質の向上を図る。

また、介護業界には、介護職員の技術向上やキャリアパスの構築が困難な事業者が多く、小規模事業者が共同で人材育成を進める事例の普及を図り、将来的な法人統合・グループ化等による規模拡大に向けた契機とする。

２．事業内容

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となる知識等に係る研修を実施する。また、医療的ケア・認知症ケアなどに係る高度・専門的な技術等を修得するための研修を実施する。

さらに、キャリアパスについては、介護事業者による的確な運用が重要であるため、各施設･事業所において、介護職員のキャリアアップにかかる助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員育成のための研修の実施を支援する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を支援する。

３．事業例（事業の取り組み例）

○　中堅職員向けのチームリーダーとして必要となるマネジメント研修に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る（支援対象となる介護事業所に対し、研修修了後の職員の処遇や育成方針等を研修受講者に明示する等の条件を付すことを検討。）

○　喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、サービス提供責任者研修に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る

○　介護福祉士養成施設や福祉系高校の講師により、主としてＯＪＴによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修を実施

○　各事業所におけるキャリアパスの的確な運用を図るための研修経費を支援する

○　小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援

大項目　資質の向上
中項目　キャリアアップ研修の支援

＜９＞　多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（その２）
（介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業）

１．事業目的

介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容

介護キャリア段位は、介護職員の「できる（実践スキル）」を全国共通のものさしで評価し、事業所・施設の介護力の「見える化」を推進し、キャリアアップの仕組みを構築することで介護職員の定着と新規参入を促進するため、平成 24 年度に創設されたものである。

介護職員の資質向上と介護事業所における OJT の推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費を支援する。

３．事業例（事業の取り組み例）

○　介護事業所が所属するアセッサー講習対象職員をアセッサー講習に受講させるために負担する講習料に対し、支援を実施する。

大項目　資質の向上
中項目　キャリアアップ研修の支援

＜９＞　多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（その３）
（介護支援専門員資質向上事業）

１．事業目的

介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施に要する経費を支援する。また、それに加えて、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、ＯＪＴの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の支援する取組を推進する。

３．事業例（事業の取り組み例）

（１）介護支援専門員実務従事者基礎研修（法定研修）の実施

実務従事者基礎研修は、実務就業後１年未満の者を対象にケアマネジメントプロセスやケアプラン作成等の技術習得等を中心とした研修を実施することにより、効果的に初任段階の介護支援専門員の実務能力の向上を図る。

（２）介護支援専門員専門研修（法定研修）の実施

専門研修Ⅰは実務就業後６ヶ月以上の者を対象に、ケアマネジメントプロセスの再確認や自らが行ってきたケアマネジメントの点検・評価、各種サービスの特性等について研修を実施することで、介護支援専門員の専門性の向上を図る。

（３）介護支援専門員更新研修（法定研修）の実施

介護支援専門員証の有効期間が概ね１年以内に満了する者を対象に専門研修Ⅰ、Ⅱと同内容の研修を実施し、介護支援専門員の専門職としての能力の保持・向上を図る。

（４）地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業所の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修の実施。

（５）ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を支援。

大項目　資質の向上
中項目　研修代替要員の確保支援

＜１０＞　各種研修に係る代替要員の確保対策事業

１．事業目的

介護人材の定着（量的確保）とスキルアップ（質的確保）を図るためには、生涯にわたり学び続けることのできる環境の構築が必要。しかしながら、介護現場では人材不足感が高まり、研修機会を与えることのできる人的余裕がない場合も多い。他方、今後、複雑化・高度化する介護ニーズに適切に対応するため、喀痰吸引、認知症ケアなど多様なニーズに対応することが介護職員には求められる。

このため、介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための支援を行う。

２．事業内容

現任職員が各種研修を受講している期間における代替職員の確保

３．事業例（事業の取り組み例）

○　対象となる研修（実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修）

※　実務者研修については、平成 28 年度より国家試験受験資格に位置付けられるため、受講ニーズの高まりが予想される。また、人材確保の観点から働きながらキャリアパスを図ることを支援する枠組みは重要。

※　介護事業所は研修修了後の職員の処遇や育成方針等を研修受講者に明示する等の条件を付すほか、代替職員の介護サービス事業への継続的参入を図るため、紹介予定派遣の活用や試用期間としての雇用を推奨することを検討

大項目　資質の向上
中項目　潜在有資格者の再就業促進

＜１１＞　潜在介護福祉士の再就業促進事業

１．事業目的

質の高い介護サービスの提供のためには、量的な確保のみならず、介護職の中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士の確保が重要であるが、平成 24 年度現在、いまだ介護職員に占める介護福祉士の割合は４割にとどまっている。

他方、介護福祉士登録者のうち約４割は介護職に従事していない、いわゆる潜在介護福祉士であり、掘り起こし対策を進める（平成 24 年度の調査では、潜在介護福祉士の約 64%は介護分野への復帰又は就労を希望しているという結果も出ている）。

また、2025 年に向け介護福祉士の割合５割を目指すとの方向性に向け、潜在介護福祉士の再就業対策は重要。

２．事業内容

潜在介護福祉士に対する円滑な再就業のための支援を行う。

３．事業例（事業の取り組み例）

- ○　潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修の実施
- ○　潜在介護福祉士の、介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験の実施
- ○　これら研修や職場体験を円滑に行うため、離職した介護福祉士の届出による所在等の把握のため必要な経費（次期常会で離職した介護福祉士の届出制度創設を予定。仮に創設された場合、具体的なスキームの検討によっては別途準備が必要となるが、平成 27 年度における施行前期間の自主的な取組を支援）

大項目　資質の向上
中項目　地域包括ケア構築のための広域的人材養成

＜１２＞　認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

１．事業目的
　介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容
　介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図る。

３．事業例（事業の取り組み例）
（１）介護サービス事業所の管理者等に対して、必要な知識や技術を修得するための研修を実施
（２）かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修を実施
（３）初期集中支援チーム員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施
（４）認知症地域支援推進員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施

大項目　資質の向上
中項目　地域包括ケア構築のための広域的人材養成

＜１３＞　地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

１．事業目的

全国に約 839 万人いる団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する必要がある。

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上に資することを事業の目的とする。

２．事業内容

上記の事業目的を達成するため、地域の実情に応じ、以下の事業をメニューとして実施する。

（１）地域包括支援センター機能強化推進事業
（２）生活支援コーディネーター養成研修事業

３．事業例（事業の取り組み例）

（１）地域包括支援センター機能強化推進事業
①市町村へ広域支援員・専門職を派遣しＰＤＣＡの指導等を実施
②地域包括支援センターの機能強化を図るための研修実施
③市町村において機能強化の試行事業を実施し、成功事例を県内で共有

（２）生活支援コーディネーター養成研修事業
〇研修を開催
（例）
【１日目】講義（介護保険制度等、生活支援サービスについて、コーディネーターの役割）、演習・グループワーク
【２日目】講義（生活支援ニーズの把握、地域課題の把握、資源開発）、演習・グループワーク

大項目　資質の向上
中項目　地域包括ケア構築のための広域的人材養成

＜１４＞　権利擁護人材育成事業

１．事業目的

介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容

今後、高齢化に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるようにすることが重要であり、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材（以下「権利擁護人材」という。）の確保は喫緊の課題。

このため、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための「権利擁護人材育成事業（仮称）」を創設し、新たな基金に位置づけることとする。

３．事業例（事業の取り組み例）

以下の取組を総合的に行うことを通じて、権利擁護人材の資質向上を図る。

（１）権利擁護人材の養成研修

○　成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等を実施する。

（２）権利擁護人材の資質向上のための支援体制

○　養成研修修了者が市民後見人として活動するためには、同研修を終了するだけでなく、家庭裁判所から後見人として選任されるための資質の担保が必要となる。このため、単に養成研修を実施するだけでなく、家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。

○　弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等の専門職との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。

大項目　資質の向上
中項目　地域包括ケア構築のための広域的人材養成

＜１５＞　介護予防の推進に資するＯＴ，ＰＴ，ＳＴ指導者育成事業

１．事業目的
　介護従事者の確保に関する事業

２．事業内容
　都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、ＯＴ、ＰＴ、ＳＴに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成する。

３．事業例（事業の取り組み例）
　○　都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、ＯＴ、ＰＴ、ＳＴに対して研修等を実施

大項目　労働環境・処遇の改善
中項目　人材育成力の強化

＜１６＞　新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

１．事業目的

平成 25 年度介護労働実態調査（公益財団法人介護労働安定センター）によると、離職者のうち 1 年未満で辞める者が 39.2%、1 年以上 3 年未満で辞める者が 34.0%と、早期に離職する者が全体の 4 分の 3 を占めており、これら就業間もない新人介護職員の定着対策を図ることが重要。他方、介護事業所におけるＯＪＴとして「経験・能力のある人と一緒に仕事をさせる」事業所が 65%前後と最も高く、こうした手法の効果を自認しているものの、新人の指導担当・アドバイザーを置いている事業所の割合は 24.9%と低く、新人に特化した体制が不十分であることが、こうした新人職員の早期離職へつながっている可能性がある。

このため、介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図る。

２．事業内容　介護事業者に対する新人育成のための制度実施のための支援を行う。

３．事業例（事業の取り組み例）

○　新人職員に対する定着支援のためのエルダー、メンター制度などを整備しようという意欲のある事業者に対し、ロールモデルの提供や効果を教え、制度構築につなげるための研修を実施

（参考）

エルダー	決まった先輩職員が相談役となり、生活・精神面での支援を行う方法
メンターシップ	援助し、味方となり、指導し、助言し、相談するために個人によって選ばれた人が担当する方法
チューター	決まった相談相手がいて相談や支援を求めていくことができるが、一緒の勤務でケアをするわけではない
プリセプターシップ	新人 1 人に対して決められた経験のある先輩職員がマンツーマン（同じ勤務を一緒に行う）で、ある一定期間オリエンテーションを担当する方法
補助アサインメント	新人と先輩がペアで業務を行う。プリセプターとの違いはその日その日で指導する先輩が変わること

大項目　労働環境・処遇の改善
中項目　勤務環境改善支援

＜１７＞　管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業（その１）

１．事業目的

介護人材確保においては、参入促進を図り求職者に選ばれる業界へ転換を図るのみならず、介護職員が安心して働き続けられる環境整備が重要であるが、介護職員の離職の契機は法人のマネジメントに起因するものが多い。また、介護現場では近年多様なＩＣＴを活用したシステムが開発されているものの、普及が進んでいない。

このため、

・　介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の基本的な理解促進
・　女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
・　ＩＣＴ活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを進めることが重要。

２．事業内容

管理者等に対する具体的な雇用管理改善方策に取組むための研修を実施

３．事業例（事業の取り組み例）

○　管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会の実施（各種制度の理解・活用による環境改善）

○　女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援（育児休業制度・短時間勤務制度の構築、復職時研修の実施、法人全体の管理職登用等の計画・実績を徴求することを検討）

○　利用者情報のケアの内容や申し送り事項を随時システム登録し訪問介護員間で共有する（定期巡回サービスや複合型サービスにおいても、訪問先でタブレット端末によりリアルタイムの情報共有が可能）ことによる事務負担軽減事例や、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報を管理し、シフト管理を行う訪問介護員の事務負担軽減や利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスを提供している事例等、ＩＣＴを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会の実施

○　キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し、管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築のための相談・指導を実施

大項目　労働環境・処遇の改善
中項目　勤務環境改善支援

＜１７＞　管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業（その２）
（介護ロボット導入支援事業）

１．事業目的

高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から、急増する高齢者を支援する体制の構築が喫緊の課題となっている。この課題を解決するため、様々な人材確保対策と併せて介護従事者の負担の軽減を図る等、働きやすい職場環境の構築を推進し、介護従事者を確保することを目的とする。

２．事業内容

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、基金にメニューを設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取り組みについて支援を行う。

３．事業例（事業の取り組み例）

介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについて導入支援を行う。

介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画は①達成すべき目標、②導入すべき機種、③期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であることとする。（３年計画）

大項目　労働環境・処遇の改善
中項目　子育て支援

＜１８＞　介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

１．事業目的

日本再興戦略においては、2020年の25歳～44歳の女性就業率を73%にする(2012年68%）ことが目標とされている。介護事業はもともと女性比率の高い職場であるものの、介護職員の離職理由の1位は結婚、育児・出産であり、離職中であるが復帰意欲のある者の復帰希望時期については末子の年齢が高いほど早期復帰を希望する傾向にあるなど、働きながら子育てのできる環境の構築を進める必要がある。

２．事業内容

介護事業所における保育施設等の運営（共同実施も含む）を支援する。

３．事業例（事業の取り組み例）

〇　事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の対象とならない事業場内保育施設への運営費を支援

別紙３

新たな財政支援制度に係る事業整理方針

（平成 26 年 5 月 30 日）

１　優先順位の考え方

◎県内の課題への対応

○　広島県内の医療確保・向上にとって喫緊の課題や，同種の事業の要望が多くの地域でみられるなど，緊急性の高い事業
　・地域連携
　・在宅医療
　・人材育成・確保　（例）看護職員確保
○　事業効果がより広域にわたる事業
○　2025 年度問題への対応など，長期的な視点に立った事業

◎他県との優位性の確保

○　広島県医療界の強みを活かした事業
○　より多くの団体・分野等と連携する事業
○　全国のモデルとなり得るなど，波及効果の高い事業

◎事業実施

○　実現可能性の高い事業
○　公共・公益性の高い事業
（例）
　・事業主体が民間の場合を優先
　・通常の運営経費については対象としない
　・土地取得など事業者の資産形成につながるものは対象としない
○　医療費の効率的な使い方に資する事業
○　事業効果が長期間にわたり見込まれる事業

◎その他

○　その他専門的あるいは学術的な観点から極めて独創的かつ著しく事業内容が優れていると委員会が認めるもの

２　補助率・補助額の考え方

○　全額公費負担もあり得るが，限られた財源の中で，自己負担をお願いすることがある。
○　類似の補助事業がある場合は，その基準額及び補助率を適用
　ただし，広島県内の医療確保・向上にとって，重点施策として実施する事業については，個別に検討

地域医療介護総合確保事業　平成27年度スケジュール（案）

別紙4

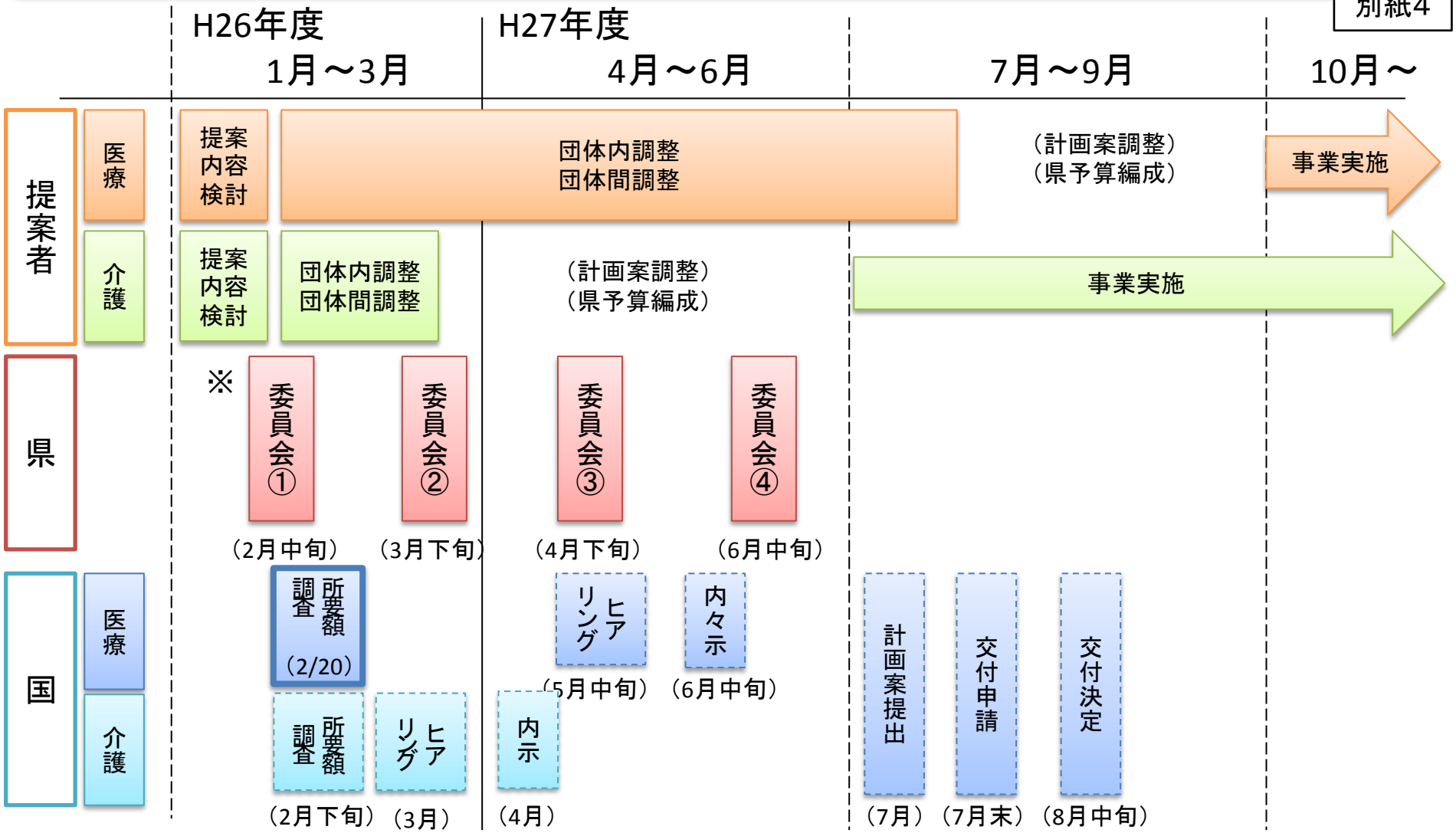

※委員会　新たな財政支援制度検討委員会

記載例　　1/21 修正

（事業名）ひろしま医療情報ネットワークを活用した災害強化型在宅医療の推進

団体名：AA 医師会

１　事業番号（別紙「平成２７年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例」又は別紙「平成２７年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例」から選択）

■医療分（ １ ー　　）　□介護分（　　）

２　ワーク番号（募集要領 P.7 の目標一覧から選択）

32・33①

３　事業概要（県民向けに事業の概要が分かるイメージ図（絵）を別途添付してください）

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の機能強化

・医師以外の職種の認証基盤整備　・在宅医療支援システムの整備　・電子お薬手帳の整備

４　実施者

実施者数：4団体

（内訳）

①AA 医師会

②BB 歯科医師会

③CC 薬剤師会

④DD 看護協会

５　裨益職種（該当職種をチェックしてください）

■医師　■歯科医師　■薬剤師　■看護師

□介護福祉士　□社会福祉士　□介護支援専門員　■理学療法士　■作業療法士

■言語聴覚士　□生活相談員　■ヘルパー

□その他（具体的職種名：　　）

６　計画額及び計画期間

（1）計画額　　（単位：千円）

区　分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度以降		合計	
	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金
①施設整備事業	0	0					0	0
②設備整備事業	11,500	7,667					11,500	7,667
③ソフト事業	48,195	48,195					48,195	48,195
計	59,695	55,862					59,695	55,862

※詳細は提案様式２（H27）のとおり

（2）計画期間

平成27年度～平成27年度　（1年）

７　現状と課題

（現状）

○ 効率的な医療連携を推進するためには，ICT を活用し電子化された医療情報を医療機関間で共有

する仕組み（地域医療連携情報ネットワーク）が必要であり，電子カルテの導入とともに，基幹的病院を中心とした地域医療連携情報ネットワークの構築が一部の地域で進められている。

○ しかし，つながりの強い一部地域の医療施設群の連携にとどまり，より広域的なネットワークとなっていないため，平成 23 年 11 月に策定した「広島県新地域医療再生計画」において，地域の医療機関の連携を促進するため，「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）として，全国でも先駆的なメーカーに依存しない県内全域で活用できるネットワークインフラの整備を進めている。

（課題）

① ひろしま医療情報ネットワークは電子カルテ等診療情報を共有，連携するためのインフラであるが，利用者は医療機関を想定していたため，看護師やケアマネージャー等医師以外の職種が利用する際の認証基盤が構築されていない。

② ひろしま医療情報ネットワークを活用し，多職種間で共有できる在宅医療・介護支援システムが構築されていない。

③ 在宅医療において、患者本人に頼れないお薬手帳を介護支援者で共有できるアプリケーションがない。

8 ねらい（課題解決策）

① 看護師やケアマネージャー等医師以外の職種が利用する利用認証基盤を構築する。

② 在宅医療・介護支援システムを構築する。

③ お薬手帳を介護支援者で共有できるシステムを構築する。

9 事業の内容

ひろしま医療情報ネットワークでは，県民に安心安全な在宅医療と福祉サービスを提供することを目的として，ICT を利用した多職種連携の推進に取り組む。

（1） 在宅医療・介護に関わる，医師，歯科医師，看護師，保健師，薬剤師，理学療法士，ケアマネージャー，ヘルパー等が同一のネットワーク上で安全に協業できる環境を整えるため，権限分与の明確なセキュアな職種別利用者認証基盤を構築する。

（2） 医師や医療福祉関連の多職種間で共有することが有効な情報を集約管理するサーバーと情報の入力や参照を容易かつ効率的とする在宅医療・介護支援システムを構築する。

（3） 病院，診療所，薬局の協力を得て，患者のアレルギー情報，薬剤禁忌，処方情報など生命維持や健康維持に必要な最小限のデータ（ミニマムデータセット）をひろしま医療情報ネットワークで発行する地域共通 ID で紐付けしつつ，センターサーバーに蓄積するシステムを構築する。このシステムは在宅医療体制での活用に加え，日常的にオンライン電子お薬手帳として利用するとともに，災害時に被災した病院等の診療情報が閲覧できない状況において，センターサーバーに蓄積したミニマムデータセットを活用することにより，適切な医療を提供することができる。

10 事業の成果目標

項目	職種別利用者認証基盤利用者数	在宅医療・介護支援システム利用者数	オンライン電子お薬手帳利用者数
現状値（H26 年度）	2,000 人	1,000 人	1,000 人
H27 年度度	4,200 人	2,100 人	2,100 人
事業最終年度（H27 年度）	同上	同上	同上

11　目指すべき姿（2025 年（平成 37 年）のゴールイメージ）
ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）を活用し，県民に安心安全な在宅医療と福祉サービスを提供できている。
12　スケジュール

項目	H27		H28	
	10～12 月	1～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
①利用者認証基盤	構築 →	試験運用 →	本格運用 →	
②在宅医療・介護支援システム	構築 →	→	試験運用 →	本格運用 →
③電子お薬手帳	構築 →	→	試験運用 →	本格運用 →

※　事業ごとに記載すること。

（担当者連絡先）

担当者　所属・職名	
担当者　氏名	
連絡先（TEL）	
連絡先（FAX）	
連絡先（メールアドレス）	

※担当者は事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

記載例　　1/21 追加

提案様式１（H27）

（事業名）介護人材育成支援事業（ユニット集合研修等事業）

団体名：　AA協議会

１　事業番号（別紙「平成２７年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例」又は別紙「平成２７年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例」から選択）

□医療分（　－　）　□介護分（　16　）

２　ワーク番号（募集要領 P.7 の目標一覧から選択）

39⑤

３　事業概要（県民向けに事業の概要が分かるイメージ図（絵）を別途添付してください）

介護人材の質的向上及び定着に向けた職場環境づくり

・ユニット集合研修

・新人職員合同研修

※介護分のみ記載（事業の対象となる地域　県内全域　）

４　実施者

実施者数：１団体

（内訳）

①　AA協議会

５　裨益職種（該当職種をチェックしてください）

□医師　□歯科医師　□薬剤師　□看護師

■介護福祉士　■社会福祉士　■介護支援専門員　□理学療法士　□作業療法士

□言語聴覚士　□生活相談員　■ヘルパー

□その他（具体的職種名：　　）

６　計画額及び計画期間

（１）計画額　　（単位：千円）

区　分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度以降		合計	
	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金
①施設整備事業	0	0					0	0
②設備整備事業	0	0					0	0
③ソフト事業	4,321	4,321					4,321	4,321
計	4,321	4,321					4,321	4,321

※詳細は提案様式２（H27）のとおり

（２）計画期間

平成27年度～平成27年度　（１年）

７　現状と課題

（現状）

・介護職場（小規模事業所）は，職員数が少ないため研修等に参加ができていない。

・県内の離職率について，H25年は，改善したものの依然として高い状況にある。また，入職して１年以上３年未満の離職率が，33.3%と高い数値である。（H25（公財）介護労働安定センター調査）

（課題）

主要都市部を中心として研修等が開催されているが，小規模事業所は長時間職場を空けることが難しく，従事者（新人職員含む）が研修等に参加できていない。

また，新人職員については，同期職員も少なく相談できる仲間が少ない環境にある。

8　ねらい（課題解決策）

① 各地域で施設・事業所が連携し，研修等により資質向上，情報提供の共有の場の確保を図る。

② 各地域で入職1年未満の従事者を対象とし，新人研修・交流の場を設ける。

9　事業の内容

各地域で介護人材の質の向上を図るとともに，職員の定着に向けた職場環境づくりを推進することにより，介護人材の安定的な確保・育成を図る。

① 各地域で小規模事業所（ユニット）を形成し，自らの企画による，介護職員の質の向上と地域の施設・事業所間での連携を通じて，各ユニットでの自主，自立的な取組みを推進する。

② 各地域で介護職場入職1年未満の従事者を対象として，新人研修を複数回開催することにより，職員間コミュニケーションや相互理解の向上と各自の役割の理解，認識等を深め，離職防止及び職場定着を図る。

10　事業の成果目標

項目	ユニット数	離職率
現状値（H26 年度）	42 ユニット	13.5%
H27 年度度	上記以下	上記以下
事業最終年度（H27 年度）	同上	同上

11　目指すべき姿（2025 年（平成 37 年）のゴールイメージ）

各地域の複数の小規模事業が連携を図り，資質の向上や介護人材確保等地域の実情に応じた研修等を自ら企画・実施でき，新人職員も地域間の繋がりが持てる環境となる。

12　スケジュール

項目	H27		H28	
	10～12 月	1～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
① ユニット構築	構築 →			
② ユニット集合研修	研修 →			
③ 新人合同研修	研修 →			

※　事業ごとに記載すること。

（担当者連絡先）

担当者　所属・職名	所属〇〇〇〇課
担当者　氏名	〇〇　〇〇〇
連絡先（TEL）	（082）〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先（FAX）	（082）〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先（メールアドレス）	〇〇@〇〇〇〇

※担当者は事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

平成27年度積算資料（H27年10月～H28年3月）

提案様式2（H27）

記載例

事業名：ひろしま医療情報ネットワークを活用した災害強化型在宅医療の推進

団体名：○○○

費目	説明	区分	見積番号	集計欄（千円）	見積額（円）	単価（円）	数量	単位	積算根拠
1　多職種の利用を想定した認証システムの整備									
				9,000,000					
備品購入費	サーバー	設備	1		5,000,000	5,000,000	1	台	
委託料	システム開発	ソフト			4,000,000	4,000,000	1	件	
2-①　在宅医療・介護支援システムの整備									
				10,000,000					
備品購入費	サーバー	設備	2		1,000,000	1,000,000	1	台	
委託料	システム開発				7,000,000	7,000,000	1	式	
備品購入費	タブレット端末				2,000,000	100,000	20	台	
2-②　在宅医療・介護支援システム操作研修会									
				195,200					
報償費	講師謝金	ソフト			43,200	5,400	8	式	5,400円×4時間×2日
旅費	講師旅費	ソフト			2,000	1,000	2	日	1,000円×2日
需用費	資料代	ソフト			60,000	30,000	2	式	30,000円×2日
役務費	郵送料	ソフト			10,000	5,000	2	式	5,000円×2日
使用料及び賃借料	会場使用料	ソフト			80,000	40,000	2	式	40,000円×2会場
3　多職種の利用を想定した電子お薬手帳の開発									
				40,500,000					
委託料	システム開発	ソフト			37,000,000	37,000,000	1	件	
備品購入費	サーバー	設備	4		3,500,000	3,500,000	1	台	
	【合計】			59,695,200					

項目が複数に分かれている場合は，項目ごとに記載してください。

費目が不明の場合は，空欄としてください。

【集計欄】　（単位：千円）

	事業費	うち基金	補助率
施設	0	0	(1/2)
設備	11,500	7,667	(2/3)
ソフト	48,195	48,195	(10/10)
計	59,695	55,862	

（留意事項）

○　施設整備事業及び設備整備事業については，必ず見積書を添付してください。
（介護分の介護施設等の整備に係る事業については，市町の事業者選定が未実施で，施設整備を行う事業者が未定の場合などは，見積書の添付は必要ありません。その場合，事業費は，見込額を記載し算出根拠を示してください。）

○　見積書などその他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ，ご提出ください。

○　各項目と見積書が突合できるように，番号等を付記し，順番を整えてください。

○　集計欄は，自動集計されるので，入力しないでください。